解　　説

1.　この統計年報は、名古屋港管理組合政策企画部企画創造課統計センターにおいて、統計法に基づく港湾調査規則（昭和 26 年 3 月 10 日運輸省令第 13 号）により、名古屋港と内外諸港との間に出入りした船舶、貨物及び施設の利用状況を調査し、収集した資料を集計して収録したものです。

2.　調査区域は港湾区域内としました。ただし、伊勢湾シーバースでの取扱いは本港の入港船舶・海上出入貨物として計上しました。

3.　入港船舶は、積載貨物の有無に関わらず、総トン数 5 トン以上の船舶を調査対象としました。

4.　海上出入貨物は、船舶及びはしけにより海路出入りした全ての貨物を調査対象としました。

5.　貨物数量はトンを単位として、原則としてフレート・トンにより算出しました。すなわち、容積は 1.133 立方メートル(40 立方フィート)、重量は 1,000 キログラムをもって 1 トンとし、容積又は重量のいずれか値の大きい方をその貨物のトン数とすることを原則としました。ただし、慣習上この原則によらない貨物は慣習により計上しました。
詳細は「6.その他」の「貨物数量の単位」を参照してください。

6.　外貿貨物とは、名古屋港と外国の港との間で直接取引のあった出入貨物のことで、他の国内諸港で積み換えられた貨物は内貿貨物としました。

7.　「港」とあるのは、最初・最終港を指し、最初港は、その貨物の最初の船積港、最終港は、その貨物の最終の船卸港としました。

8.　表中において「染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品」は「その他化学工業品」と、「文房具・運動娯楽用品・楽器」は「文具・運動用品類」と表記したものもあります。

9.　コンテナ貨物は外内貿貨物のそれぞれの内数であり、フェリー貨物は内貿貨物の内数です。また、フェリーで運ばれた一般車両の貨物量は車種区分別に台数を調査し、所定の換算トン数をかけて算出しました。

10.　コンテナ船の分類
フルコンテナ船　・・・オールセルガイド構造の船舶
セミコンテナ船　・・・一部セルガイド構造を有する船舶

11.　コンテナ個数は TEU 換算をしており、詳細は以下のとおりです。

コンテナサイズ	換算サイズ	TEU
9 フィート未満	8 フィート	0.4
9 フィート以上 11 フィート未満	10 フィート	0.5
11 フィート以上 20 フィート未満	12 フィート	0.6
20 フィート以上 24 フィート未満	20 フィート	1.0
24 フィート以上 35 フィート未満	24 フィート	1.2
35 フィート以上 40 フィート未満	35 フィート	1.75
40 フィート以上 45 フィート未満	40 フィート	2.0
45 フィート以上	45 フィート	2.25

12.　端数処理のため、合計数値は、その内数の合計、または他の合計数値と若干合わない場合があります。

名古屋港管理組合政策企画部企画創造課統計センター